○文化庁告示第五十四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年六月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年八月二十九日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区神田神保町二の十七号　株式会社有斐閣（代表取締役　江草貞治）

三　利用方法

①　二〇〇ライセンス分を「注釈民法ＤＶＤ」において複製し、公衆に譲渡する。

②　①を追加して、公衆に譲渡することを目的とし複製する場合には、一〇〇ライセンス単位とする。

右記二②の利用については、裁定を受けた日から五年以内に限るものとし、その期間を過ぎた場合は再度裁定を受けるものとする。

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

番号	書籍名	題号	著作者名	補償金の額（税込・単位：円）
1	注釈民法／第１巻／総則(1)	第１条中「Ⅳ　権利濫用」	植林　弘	10,200
2	注釈民法／第１巻／総則(1)	第19条、第20条	山主　政幸	2,550
3	注釈民法／第７巻／物権(2)	前注（§§203―204〔占有権の消滅〕）、第203条、第204条、第205条	松本　暉男	2,805
4	注釈民法／第９巻／物権(4)増補再訂版	第370条、第371条、第372条	西沢　修	3,315
5	注釈民法／第９巻／物権(4)増補再訂版	第373条、第374条、第375条、第376条	西沢　修	4,080
6	注釈民法／第９巻／物権(4)増補再訂版	第373条（追加）	西沢　修	765
7	注釈民法／第11巻／債権(2)	第466条	植林　弘	4,590
8	注釈民法／第13巻／債権(4)	前注（§§521―532）中「Ⅰ　事実的契約関係」	植林　弘	4,335
9	注釈民法／第13巻／債権(4)	第529条、第530条、第531条、第532条	植林　弘	9,435
10	注釈民法／第13巻／債権(4)	第542条中「Ⅰ　本条の存在意義」、「Ⅱ　定期行為」、「Ⅲ　定期行為の不履行と解除」	植林　弘	1,275
11	注釈民法／第18巻／債権(9)	事務管理・不当利得法総論中「Ｂ　外国制度：Ⅰ　ドイツの制度」	山田　幸二	14,025
12	注釈民法／第18巻／債権(9)	第703条中「Ｆ　商法上の不当利得」	宮川　茂夫	1,785
13	注釈民法／第19巻／債権(10)	第710条、第711条	植林　弘	8,925
14	注釈民法／第19巻／債権(10)	第721条	植林　弘	1,020
15	注釈民法／第19巻／債権(10)	第724条	植林　弘	1,275
16	注釈民法／第20巻／親族(1)	序説中「㈠　親族法の意義」	青山　道夫	2,040
17	注釈民法／第20巻／親族(1)	第730条	青山　道夫	1,020
18	注釈民法／第20巻／親族(1)	前注（近代婚姻の成立と特質）	青山　道夫	2,040
			合計	75,480